よる協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成14年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{14} ＝ 0.0189

P_{15} ＝ 0.0119

P_{16} ＝ 0.0078

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01473

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01744

P_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01479

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01726

P_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01715

P_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01445

よる協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成13年度、平成14年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

N_{13} ＝ 0.0204

N_{14} ＝ 0.0189

N_{15} ＝ 0.0119

N_{16} ＝ 0.0078

N_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

N_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208

N_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

N_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01474

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01745

N_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01480

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01727

N_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01717

N_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0154